

# 再任用制度について

福島県教育委員会 令和5年度版

## 1 どのような人が対象となりますか？

再任用の対象となるのは、次のいずれかに該当し、かつ、再任用を希望する職員です。

- (1) 定年退職者
- (2) 25年以上勤続して定年退職日以前に退職し、その後5年を経過するまでの日にある者（教育庁等事務系職員及び県立学校事務系職員は除きます。）
- (3) (1) 又は (2) に該当する者として再任用されたことがある者

## 2 希望すれば、全員再任用されるのですか？

再任用に際しては、任命権者が従前の勤務実績等に基づく選考を行います。

なお、再任用を行うことができるのは、志願者が退職した地方公共団体の任命権者に限られますが、退職時の任命権者に限られるものではありません。

また、県教育委員会は、県費負担教職員を退職時の市町村とは別の県内市町村の県費負担教職員に再任用することができます。

## 3 任期はどれくらいですか？

再任用の任期は1年を超えない範囲で、4月1日から3月31日までを基本とします。

なお、再任用における勤務実績が良好な場合には、所定の手続により任期の更新ができるものとされており、1年ごとの更新を繰り返した場合、任期は、最長で65歳に達する日以後の最初の3月31日までとなります。

## 4 勤務形態はどのようになりますか？

勤務形態は次の2種類となります。

- (1) 常時勤務を要する職（再任用常時勤務職員）…週38時間45分  
（以下「フルタイム勤務」という。）
- (2) 短時間勤務の職（再任用短時間勤務職員）…4週77時間30分  
（以下「パートタイム勤務」という。）

※ 上記勤務形態のほかに、週31時間の勤務形態が令和5年度までの限定的な運用で、業務上必要な場合にのみ実施されております。（教育庁等及び県立学校事務系職員のみ）

再任用職員の配置は、県教育委員会の人事計画によります。フルタイム勤務かパートタイム勤務かの取扱いについては、任用しようとする職の状況や職員の適性、能力等により総合的に決定されます。また、パートタイム勤務の場合の勤務時間帯及び勤務曜日等は、職務内容、配置先の事情等により決定されます。

## 5 職種等はどうようになりますか？

再任用制度は、公務員として長年培ってきた知識・経験を公務に活用することを目的とするものであり、定年退職前の職員と同様の本来的な職務に従事するものです。

原則として、職種については退職前と同一の職種に、職位については、退職前と同一又は退職前より下位の職位に任用することとなります。

## 6 給与等はどうようになりますか？

- (1) 給料月額については、
  - ア フルタイム勤務 … 各給料表において職務ごとに定められた給料月額となります。
  - イ パートタイム勤務 … [アの月額×週当たりの勤務時間÷38.75]となります。ただし、ア、イともに昇給はしません。
- (2) 諸手当については、職務に関連する手当は支給しますが、長期継続任用を前提とした生計費を補完する手当は支給しません。
  - ア 支給される手当 … 給料の調整額、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当、教職調整額、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当、超過勤務手当等
  - イ 支給されない手当 … 扶養手当、寒冷地手当、特勤手当、特勤手当に準ずる手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当なお、再任用後の退職の際は、退職手当を支給しません。  
その他、再任用職員は、赴任旅費の支給対象となります。

## 7 休暇はどうようになりますか？

- (1) 年次有給休暇は、定年退職前の職員と異なる扱いになります。日数については、勤務日数（時間数）と任用期間に応じて付与されますが、パートタイム勤務職員では勤務形態により異なった適用となります。  
繰越しについては、定年退職後引き続き再任用される場合、定年前に付与された当該年の年次有給休暇が引き継がれます。
- (2) 病気休暇、特別休暇（リフレッシュ休暇を除く）及び介護休暇は、基本的に定年退職前の職員と同様の扱いとなります。ただし、パートタイム勤務の場合、夏季休暇の期間は「1週間当たりの勤務日数を超えない日数で、かつ、時間に換算した場合において、1週間当たりの勤務時間を超えない時間数」となります（フルタイム勤務の場合は5日以内）。

## 8 その他の勤務条件等はどのようになりますか？

- (1) 政治的行為の制限、営利企業等の従事制限等の服務関係規定については、定年退職前の職員と同様に適用され、分限及び懲戒についても定年退職前の職員と同様に扱われます。
- (2) 災害補償については、地方公務員災害補償法の規定により公務災害と通勤災害が適用されます。
- (3) 共済組合について、フルタイム勤務職員は「一般組合員」(短期給付(医療保険)、福祉事業(健康診断等)、及び長期給付(厚生年金保険)全てが適用される組合員)となります。パートタイム勤務職員のうち、週31時間勤務(フルタイムの4/5)職員については、「短期組合員」(短期給付(医療保険)、福祉事業(健康診断等)のみ適用される組合員)となりますが、4週77時間30分勤務(フルタイムの1/2)職員については、組合員にはなりません。
- (4) 教職員互助会について、フルタイム勤務職員及びパートタイム勤務職員(週31時間勤務)は会員となりますが、パートタイム勤務職員(4週77時間30分勤務)は会員ではありません。
- (5) 雇用保険については、フルタイム勤務職員及びパートタイム勤務職員(週31時間勤務)は被保険者となります。

## 9 厚生年金等はどのようになりますか？

厚生年金については、次のとおりです。

- (1) フルタイム勤務 … 公立学校共済組合の一般組合員となり、3号厚生年金の被保険者となります。

65歳からの老齢厚生年金は、「賃金+年金」が47万円を超えた場合、年金の一部又は全部が支給停止となります。

年金受給者は、再退職時に年金額が改定され、既に裁定されている年金の算定基礎期間と退職日までの期間を合算した期間分の年金が支給されます。また、在職中であっても、毎年10月に年金額が改定されます。
- (2) パートタイム勤務 … 原則として、65歳からの老齢厚生年金は支給されます。
  - ア 週31時間勤務 … 公立学校共済組合の短期組合員となり、日本年金機構所管の1号厚生年金の被保険者となります。

65歳からの老齢厚生年金は、「賃金+年金」が47万円を超えた場合、年金の一部又は全部が支給停止となる場合があります。

年金受給者は、再退職時に年金額が改定され、既に裁定されている年金の算定基礎期間と退職日までの期間を合算した期間分の年金が支給されます。また、在職中であっても、毎年10月に年金額が改定されます。
  - イ 4週77時間30分勤務 … 公立学校共済組合は適用外となり、厚生年金の被保険者とならないため、在職停止の対象外となります。

下の表は、教育職員のフルタイム勤務とパートタイム勤務（4週77時間30分勤務）における給与と年金の受給の一例です。

＜定年退職後の年金等受給例＞

<p><b>【設定例】</b>          職 種：中学校教諭          生 年 月 日：昭和37年10月15日          定 年 退 職 日：令和5年3月31日          共済組合加入期間：38年（456月）          退職前の給料月額：小中教育職2級165号給          （教職調整額含む） 434,512円          被扶養配偶者等：なし（加給年金額なし）          再 任 用 年 月 日：令和5年4月1日          再任用時給料月額：小中教育職2級          （教職調整額含む） 288,912円（フルタイム）          義務教育等教員          特別手当月額： 3,800円（フルタイム）          標準報酬月額： 300,000円</p>	<p><b>【年金試算額】</b>          ◇ 65歳から支給される          本来支給の老齢厚生年金          ≒ 178.5万円          （経過的職域加算等除く） 148.5万円          ◇ 65歳から支給される老齢基礎年金          ≒ 73.8万円          ※ 誕生月の翌月（1日生まれは当該月）          分から支給          ※ すべて令和4年4月1日時点の条件          で試算</p>
---	--

1 パートタイム勤務教諭として、更新により5年目も再任用される場合（4週77時間30分勤務）

年度	期 間	年齢	給与(年額)	支給年金額	(年金額計算)
5	R5.4～R6.3		208.1万円	—	
6	R6.4～R7.3		208.1万円	—	
7	R7.4～R8.3		208.1万円	—	
8	R8.4～R9.3		208.1万円	—	
9	R9.4～R9.10	65歳	208.1万円	105.0万円	(厚生年金) 178.5万円×5/12= 74.3万円 (基礎年金) 73.8万円×5/12= 30.7万円
	R9.11～R10.3				
10	R10.4～		—	252.3万円	(厚生年金) 178.5万円 (基礎年金) 73.8万円

※ 給与(年額) ( (144,456+1,900) ×12 ) + (144,456×2.25) =208.1万円

2 フルタイム勤務教諭として、更新により5年目も再任用される場合

年度	期 間	年齢	給与(年額)	支給年金額	(年金額計算)
5	R5.4～R6.3		419.5万円	—	
6	R6.4～R7.3		419.5万円	—	
7	R7.4～R8.3		419.5万円	—	
8	R8.4～R9.3		419.5万円	—	
9	R9.4～R9.10	65歳	419.5万円	93.2万円	(厚生年金) 12.5万円× 5= 62.5万円 (基礎年金) 73.8万円×5/12= 30.7万円
	R9.11～R10.3				
10	R10.4～		—	269.8万円	(厚生年金) 196.0万円(再任用期間を加算) (基礎年金) 73.8万円

※ 給与(年額) ( (288,912+3,800) ×12 ) + (288,912×1.05×2.25) =419.5万円

※ 給与との調整により厚生年金の年金額一部停止あり (R9年度)

\* 上記例は、あくまでも令和4年度当初段階での一例としての試算であり、金額を保障したり、平均額を示すものではありません。年金額等は、職員の個別の状況によって異なります。また、共済組合掛金、雇用保険料、所得税等の負担は考慮していません。

\* フルタイム勤務の場合は、経過的職域加算額及び年金払い退職給付が全額停止されます。

## 10 あなたが教育職員又は市町村立学校事務系職員等の場合は…

(1) 任用形態は次のとおりです。

	職 名	フルタイム	パートタイム
県立	教 諭	○	4 週 77 時間 30 分
	養 護 教 諭	○	—
	実 習 助 手	○	—
	寄 宿 舎 指 導 員	○	—
市町村立	校 長	○	—
	教 諭	○	4 週 77 時間 30 分
	養 護 教 諭	○	—
	栄 養 教 諭	○	—
	学 校 事 務 職 員	○	4 週 77 時間 30 分
	学 校 栄 養 職 員	○	—

(2) 当面、次の運用方針とします。

ア パートタイム勤務職員の勤務時間数は、4 週当たり 77 時間 30 分とします。

イ 職務内容は次のとおりです。

(ア) フルタイム勤務職員

定年退職前の職員と同じ勤務内容とします。

(イ) パートタイム勤務職員

教諭は、主任及び学級担任を担当せず、部活動の指導については、勤務時間内かつ校内においてのみ担当するものとします。また、学校事務職員は、大規模校や小規模校等の学校事務を担当するものとします。

(3) 選考は、従前の勤務実績に加えて、面接と下記の提出資料を総合して行います。

提出資料

(ア) 志願書 (イ) 履歴書 (ウ) 免許状の写し又は免許状授与証明書 (エ) 健康診断書

なお、校長の選考については、一次選考、二次選考を行うこととし、詳細については、別途定めます。

(4) その他

再任用対象年齢者の任用については、勤務条件等により、再任用職員として任用されない場合があります。

## 11 あなたが教育庁等事務系職員又は県立学校事務系職員の場合は…

知事部局と統一的な取扱いとし、必要に応じて知事部局と調整しますが、決定後に改めてお知らせします。

## 12 志願、選考、採用等について、どこに問い合わせればよいでしょうか？

### (1) 教育職員及び市町村立学校事務系職員等の再任用について

現在の勤務校が属する地域を担当する教育事務所（学校教育課）に問い合わせてください。

教育事務所	学校教育課電話番号
県北教育事務所	024-521-2815
県中教育事務所	024-935-1489
県南教育事務所	○市町村立学校 0248-23-1665 ○県立学校は県中教育事務所に問い合わせください。
会津教育事務所	0242-29-5493
南会津教育事務所	○市町村立学校 0241-62-5365 ○県立学校は会津教育事務所に問い合わせください。
相双教育事務所	0244-26-1317
いわき教育事務所	0246-24-6216

### (2) 教育庁等及び県立学校事務系職員の再任用について

教育総務課	電話番号 024-521-7816
-------	-------------------

## 職員の再任用に関する条例（平成13年福島県条例第5号）

（趣旨）

**第1条** この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項並びに同条第2項及び第3項（法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。）並びに地方公務員法等の一部を改正する法律（平成11年法律第107号。附則第2項において「改正法」という。）附則第5条及び第6条の規定に基づき、職員の再任用（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定年退職者に準ずるもの）

**第2条** 法第28条の4第1項に規定する定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮して法第28条の2第1項の規定により退職した者又は法第28条の3の規定により勤務した後退職した者に準ずるものとして再任用を行うことができる者は、次に掲げる者とする。

一 25年以上勤続して退職した者であってその退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

二 前号に該当する者として再任用をされたことがある者（同号に掲げる者を除く。）

（任期の更新）

**第3条** 再任用の任期の更新は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。

2 任命権者は、再任用の任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（任期の末日）

**第4条** 法第28条の4第3項の条例で定める年齢は65年とし、同項の条例で定める日は3月31日とする。

（人事委員会規則への委任）

**第5条** この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

（特定警察職員等への適用期日）

2 （略）

（任期の末日に関する特例）

3 次の表の上欄に掲げる期間における第4条の規定の適用については、同条中「65年」とあるのは、同表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成13年4月1日から平成16年3月31日まで	61年
平成16年4月1日から平成19年3月31日まで	62年
平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	63年
平成22年4月1日から平成25年3月31日まで	64年

4 （略）

（職員の定年等に関する条例の一部改正）

5 職員の定年等に関する条例（昭和59年福島県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、第28条の3並びに第28条の4第1項及び第2項」を「及び第28条の3」に改める。

第5条を削り、第六条を第五条とする。

附則第3項を削る。

附 則（平成14年3月26日条例第6号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

## 福島県市町村立学校職員の再任用に関する条例（平成13年福島県条例第40号）

（趣旨）

**第1条** この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第43条第3項の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項並びに同条第2項及び第3項（法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。）並びに地方公務員法等の一部を改正する法律（平成11年法律第107号）附則第6条の規定による市町村立学校職員の再任用（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この条例において「市町村立学校職員」とは、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員をいう。

（定年退職者に準ずるもの）

**第3条** 法第28条の4第1項に規定する定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮して法第28条の2第1項の規定により退職した者又は法第28条の3の規定により勤務した後退職した者に準ずるものとして再任用を行うことができる者は、次に掲げる者とする。

- 一 25年以上勤続して退職した者であってその退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- 二 前号に該当する者として再任用をされたことがある者（同号に掲げる者を除く。）

（任期の更新）

**第4条** 再任用の任期の更新は、市町村立学校職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。

- 2 任命権者は、再任用の任期を更新する場合には、あらかじめ市町村立学校職員の同意を得なければならない。

（任期の末日）

**第5条** 法第28条の4第3項の条例で定める年齢は65年とし、同項の条例で定める日は3月31日とする。

（人事委員会規則への委任）

**第6条** この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

（任期の末日に関する特例）

- 2 次の表の上欄に掲げる期間における第5条の規定の適用については、同条中「65年」とあるのは、同表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成13年4月1日から平成16年3月31日まで	61年
平成16年4月1日から平成19年3月31日まで	62年
平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	63年
平成22年4月1日から平成25年3月31日まで	64年

（福島県市町村立学校職員の定年等に関する条例の一部改正）

- 3 福島県市町村立学校職員の定年等に関する条例（昭和59年福島県条例第30号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）



## 職員の再任用に関する規則（平成13年福島県人事委員会規則第10号）

（趣旨）

**第1条** この規則は、職員の再任用に関する条例（平成13年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、職員の再任用の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（再任用実施上の留意事項）

**第2条** 再任用を行うに当たっては、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第13条に定める平等取扱の原則及び法第15条に定める任用の根本基準の規定に違反してはならない。

2 法第28条の4第一項に規定する定年退職者等が法第52条第1項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第56条に規定する事由があることを理由として、再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

（再任用の方法）

**第3条** 再任用は、再任用を行おうとする者の従前の勤務実績等に基づく選考により行うものとする。

2 前項の選考は、任命権者が選考機関として行うものとする。

（辞令の交付）

**第4条** 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に対し、その旨を明示した辞令を交付しなければならない。ただし、第4号に該当する場合において、辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

一 再任用を行う場合

二 再任用の任期を更新する場合

三 再任用をされた職員が異動し、任期の定めのない職員となった場合

四 再任用の任期の満了により職員が退職する場合

（同意の方法）

**第5条** 再任用の任期を更新する場合における条例第3条第2項の職員の同意は、書面によって行うものとする。

（報告）

**第6条** 任命権者は、毎年6月末日までに、前年の5月1日以後の一年間における再任用及び再任用の任期の更新の状況を人事委員会に報告しなければならない。

（平26人委規則5・一部改正）

附 則

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

2 職員の定年等に関する規則（昭和59年福島県人事委員会規則第17号）の一部を次のとおり改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成26年人委規則第5号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 平成26年6月末日までの報告に係る改正後の職員の再任用に関する規則第6条の適用については、同条中「前年の5月1日以後の一年間」とあるのは、「平成25年4月1日から平成26年4月30日までの期間」とする。

## 福島県市町村立学校職員の再任用に関する規則（平成13年福島県人事委員会規則第11号）

（趣旨）

**第1条** この規則は、福島県市町村立学校職員の再任用に関する条例（平成13年福島県条例第40号。以下「条例」という。）第六条の規定に基づき、市町村立学校職員の再任用の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（再任用実施上の留意事項）

**第2条** 再任用を行うに当たっては、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第13条に定める平等取扱の原則及び法第15条に定める任用の根本基準の規定に違反してはならない。

- 2 法第28条の4第1項に規定する定年退職者等が法第52条第1項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第56条に規定する事由があることを理由として、再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

（再任用の方法）

**第3条** 再任用は、再任用を行おうとする者の従前の勤務実績等に基づく選考により行うものとする。

- 2 前項の選考は、任命権者が選考機関として行うものとする。

（辞令の交付）

**第4条** 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、市町村立学校職員に対し、その旨を明示した辞令を交付しなければならない。ただし、第四号に該当する場合において、辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

- 一 再任用を行う場合
- 二 再任用の任期を更新する場合
- 三 再任用をされた市町村立学校職員が異動し、任期の定めのない市町村立学校職員となった場合
- 四 再任用の任期の満了により市町村立学校職員が退職する場合

（同意の方法）

**第5条** 再任用の任期を更新する場合における条例第4条第2項の市町村立学校職員の同意は、書面によって行うものとする。

（報告）

**第6条** 任命権者は、毎年6月末日までに、前年の5月1日以後の一年間における再任用及び再任用の任期の更新の状況を人事委員会に報告しなければならない。

（平26人委規則6・一部改正）

附 則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 福島県市町村立学校職員の定年等に関する規則（昭和59年福島県人事委員会規則第18号）の一部を次のとおり改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成26年人委規則第6号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 平成26年6月末日までの報告に係る改正後の福島県市町村立学校職員の再任用に関する規則第6条の適用については、同条中「前年の5月1日以後の一年間」とあるのは、「平成25年4月1日から平成26年4月30日までの期間」とする。